

スチールセンター サプライヤー
サステナビリティガイドライン

2024年 1月8日

株式会社 スチールセンター

【本ガイドラインの目的】

スチールセンターは、お取引先様とともに、サステナブルな取組みを積極的に進めていくことで、地域に根付き、「存在を期待される企業」として地域社会と共存共栄するサプライチェーンの実現を目指して行きます。

調達先の選定にあたっては、Q(品質) C(コスト)D(デリバリー)D (開発) E (環境)、人権、労働、安全、コンプライアンス、リスクや情報保護などへの取組みを確認し、お取引先を決定します。

本ガイドラインは、お取引先の皆様とサステナビリティに対する考え方を共有し、ともに推進していく基本的な事項を明示しています。お取引先の皆様には、これらの基準を遵守していただくことを期待します。

・以下、対象項目と基本的な考え方を記します。

<u>1.安全・品質</u> お客様に満足いただき、信用していただく為には、いかなる困難をも克服して100%の良品を実現する事を目指して、開発・生産・販売の全ての段階で、質の高い製品づくりに努める。
<u>2.人権・労働</u> 「人間尊重」という基本理念の考えに則し、すべての従業員及びお取引先などの関係先の意思や人権を尊重し、公平に取り扱う。また労働安全衛生についても「労働災害 ゼロ」を目標に、労働環境や安全衛生を守る。
<u>3.環境</u> 「地球環境保全」を重要な位置付けとして、当社の「環境方針」に則り、「気候変動・エネルギー問題への対応」、「資源の効率利用」、「クリーンな大気・水の保全」に事業活動で取組み、将来的に「環境負荷ゼロ社会」の実現を目指す。
<u>4.責任ある鉱物調達</u> 紛争地域での武装勢力の資金源となる、また人権侵害および環境汚染につながる可能性がある鉱物は不使用とする。
<u>5.コンプライアンス</u> 社会からの信頼をより高めるために、コンプライアンスの強化に継続的に取組む。社会の一員として法令および規則を遵守するとともに誠実で倫理的な行動の実践に努める。
<u>6.情報開示</u> 社会から信頼と共感をより高めるため、迅速かつ適切な報開示を図り、透明性を高めることに努める。

※上記基本的な考え方の詳細は次ページ以降をご確認お願い致します。

【対象項目】 2

1. 安全・品質

基本的な考え方

お客様に満足いただき、信用していただく為には、いかなる困難をも克服して100%の良品を実現することを目指して、開発・生産・販売の全ての段階で、質の高い製品づくりに努める。

お取引先の皆様へ期待すること

1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発提供する。

[※]社会的に有用な製品：誰もが利用しやすい製品。廃棄物にならない、リサイクル可能な製品。

2) 製品サービスの安全・品質ガバナンスの徹底

各国地域ごとに定められた安全・品質法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

3) 製品・サービスの安全・品質確保

安全・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2 人権・労働

基本的な考え方

「人間尊重」という基本理念の考えに則し、すべての従業員及びお取引先などの関係先の意味や人権を尊重し、公平に取り扱う。また労働安全衛生についても「労働災害 ゼロ」を目標に、労働環境や安全衛生を守る。

お取引先の皆様へ期待すること

1) 差別撤廃

あらゆる雇用の場面^(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

[※]あらゆる場面とは：応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰等

2) 人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

3) 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

4) 強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働、奴隷労働、人身売買は行わない。

5) 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に対する各国・地域の法令を遵守する。

6) 労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与、その他について、各国・地域の法令を遵守する。

7) 従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国地域の法令に基づいて認める。

8) 安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

3 環境

基本的な考え方

「地球環境保全」を重要な位置付けとして、当社の「環境方針」に則り、「気候変動・エネルギー問題への対応」、「資源の効率利用」、「クリーンな大気・水の保全」に事業活動で取組み、将来的に「環境負荷ゼロ社会」の実現を目指す。

加えて、LCA(※)の推進は製品の原材料から廃棄に至るライフサイクルでの環境負荷低減に向けて重要な取組みであり、これまで以上に開発段階における低炭素化の提案や資源循環による環境負荷低減などにも対応し、幅広く活用をしていく。また、企業活動のすべてにおいて生物多様性の保全を認識し、企業活動との調和を図る。

※Life Cycle Assessment の略

お取引先の皆様へ期待すること

1) 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

①法人事業所単位での体制構築

環境マネジメント体制の構築、可能であれば第三者機関の認証取得。

②事業・製品軸での体制構築

事業軸における連携強化による、製品ライフサイクル観点での環境マネジメント体制の確立。

2) 温室効果ガス(GHG)の排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、カーボンニュートラル実現に向け事業活動での温室効果ガスの排出管理を行うとともに生産効率向上、省エネルギー取組みの推進、低炭素エネルギーへの転換や再生可能エネルギーの活用等を行い、削減を推進する。

①温室効果ガス (GHG) ※排出量の把握と削減

ライフサイクル全体での、温室効果ガス排出量の把握およびエネルギーの有効活用等、温室効果ガス (GHG) 排出量削減活動推進。

②フロン排出量の削減

お取引先の拠点や製品において、フロン類を使用している場合は、ノンフロンおよび低 GWP (※) 化への対応。

※GHG : Green House Gas の略

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) などが挙げられる。

※GWP: Global Warming Potential の略。地球温暖化係数

3) 大気・水・土壌等の環境保全

大気、水、土壌等の環境保全に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、水使用量の削減をはじめ環境保全に努める。

4) 資源の効率利用

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減や 3 R (リユース：再使用・リサイクル：使用済回収・リデュース：製品の軽量化や部品削減) を推進する。

5) 化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域においては含有させない、また含有しないことの保証を行う。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

6) 生物多様性の保全

生物多様性保全の重要性を理解し、最大限の配慮をする。

7) 環境に配慮した製品開発

供給する製品やサービスについて、環境負荷ゼロの観点(上記 2) ~ 6)) での取り組みを重要視した提案を行う。

4. 責任ある鉱物調達

基本的な考え方

紛争地域での武装勢力の資金源となる、また人権侵害および環境汚染につながる可能性がある鉱物は不使用とする。

お取引先の皆様へ期待すること

製品に含まれる鉱物資源(紛争鉱物：錫・タンタル・タングステン・金およびコバルト等)の調達には、人権問題や環境汚染につながる可能性のある鉱物の不使用およびコンフリクトフリーの業者採用に努める。

5. コンプライアンス

基本的な考え方

社会からの信頼をより高めるために、コンプライアンスの強化に継続的に取り組む。社会の一員として法令および規則を遵守するとともに誠実で倫理的な行動の実践に努める。

お取引先の皆様へ期待すること

1) 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底の為の方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

3) 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

4) 利益相反の禁止

自社の利益に反して、自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わない。

5) 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

6) 通報者保護

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護する。

7) 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続管理を行う。

8) 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。また、仕入れ先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクの最小化に努める。

6. 情報開示

基本的な考え方

社会から信頼と共感をより高めるため、迅速かつ適切な情報開示を図り、透明性を高めることに努める。

お取引先の皆様へ期待すること

1) ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともにオープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダー（お客様、販売会社、お取引先、従業員、株主、地域社会など利害関係者）との相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

【ガイドライン遵守の仕組み】

本ガイドラインの運用について、次の取組みの推進をお願いします。

1) ガイドラインの遵守

本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

2) 運用

本ガイドラインに基づく取組みを推進するため、方針の策定、社内体制の構築、継続的な運用・改善をお願いいたします。

3) 取組み状況の確認

お取引先の皆様に本ガイドラインの遵守状況を確認させていただくため、必要に応じて関連する帳票類・データの閲覧およびご提出、現地(工場)調査をお願いする場合があります。

4) ガイドライン違反発生時の措置

万が一、お取引先の皆様の事業活動においてガイドライン違反が発生した場合、スチールセンターへの速やかな報告、原因調査とその結果の報告、再発防止対策の提出をお願いする場合があります。